

# 群馬県報



## 目 次

### 規 則

○群馬県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (病院局総務課)

### 告 示

○兼用工作物の管理協議の成立 (河川課)

○都市計画事業の事業計画の変更認可 (下水道環境課)

○同 (建築住宅課)

○使用料の収納事務の委託 (建築住宅課)

○一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示の一部改正 (会計課)

正 (会計課)

### 公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請 (NPO・ボランティア推進課)

○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請 (同)

○同 (同)

○土地改良区役員の就退任の届出 (農業基盤整備課)

○土地改良区清算人の退任の届出 (同)

○都市計画地区計画の決定に係る縦覧 (都市計画課)

○開発工事の完了 (建築住宅課)

選挙管理委員会告示

○群馬県選挙管理委員会規程の一部改正

○選挙権を有する者の総数の五十分の一の数等

監査委員公告

○定期監査結果の公表

○同

労働委員会告示

○同

一 二 九 七 五 五 五 四 四 四 三 三 三 三 二 二

○あつせん員候補者

## 規 則

群馬県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。  
平成十九年四月二十七日

群馬県知事 小寺 弘之

群馬県規則第六十三号

群馬県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

群馬県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (平成十九年群馬県条例第八号) 附則ただし書に規定する改正規定の施行期日は、平成十九年五月七日とする。

一一

## 告 示

## ●群馬県告示第178号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、次のとおり堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立した。

その関係図面は、群馬県県土整備局河川課及び群馬県前橋土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成19年4月27日

群馬県知事 小寺弘之

一級河川の名称	河川管理施設の名称	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）	管理の内容	管理の期間	管理協定締結の日
滝川	右岸堤防	右岸 前橋市箱田町304-1番地から 同市稲荷新田町250-1番地まで	道路管理者 前橋市長 高木政夫 前橋市大手町二丁目12-1	(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持及び修繕 (2) 路肩に接する法面で当該路肩から法長1mまでの範囲にあるものについての維持 (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧	平成19年3月26日から道路の占用の存続する日まで	平成19年3月26日

## ●群馬県告示第179号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可した旨の告示（平成19年関東地方整備局告示第101号）があつたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成19年4月27日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 施行者の名称 群馬県
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成4年建設省告示第1817号桐生都市計画、大間々都市計画及び笠懸都市計画下水道事業利根・渡良瀬流域下水道（桐生処理区）
- 3 事業施行期間 平成4年11月17日から平成23年3月31日まで
- 4 事業地  
 取用の部分 平成4年建設省告示第1817号、平成8年建設省告示第180号、平成11年建設省告示第2072号及び平成18年関東地方整備局告示第210号の事業地に群馬県太田市吉沢町字唐沢を加え、群馬県桐生市広沢町七丁目地内において事業地を変更する。  
 使用の部分 平成4年建設省告示第1817号、平成8年建設省告示第180号、平成11年建設省告示第2072号及び平成18年関東地方整備局告示第210号の事業地のうち、群馬県桐生市相生町五丁目を削り、群馬県桐生市川内町三丁目及び相生町二丁目並びに群馬県みどり市大間々町大間々地内において事業地を変更する。

**●群馬県告示第180号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可した旨の告示(平成19年関東地方整備局告示第100号)があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成19年4月27日

群馬県知事 小寺 弘之

- 1 施行者の名称 群馬県
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成4年建設省告示第1888号太田都市計画及び薮塚都市計画下水道事業利根・渡良瀬流域下水道(新田処理区)
- 3 事業施行期間 平成4年12月4日から平成25年3月31日まで
- 4 事業地 変更なし

**●群馬県告示第181号**

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成19年4月27日

群馬県知事 小寺 弘之

- 1 委託を受けた者の所在地及び名称 前橋市紅雲町一丁目7-12 群馬県住宅供給公社
- 2 委託した事務の内容 群馬県県営住宅管理条例(昭和35年群馬県条例第32号)第17条に規定する県営住宅の家賃の収納事務
- 3 委託期間 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

**●群馬県告示第182号**

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示(平成3年群馬県告示第355号)の一部を次のように改正し、平成19年4月2日から適用する。

平成19年4月27日

群馬県知事 小寺 弘之

「株式会社みくに労務管理事務所 前橋市朝日町三丁目12-20  
前橋地区危険物安全協会 前橋市朝日町四丁目22-2 (前橋広域消防本部庁舎内)」を「株式会社みくに労務管理事務所 前橋市朝日町三丁目12-20」に改める。

**公 告**

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県NPO・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成19年4月27日

群馬県知事 小寺 弘之

- 1 申請のあった年月日 平成19年4月16日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人利根川源流の町みなかみそば連合会
- 3 代表者の氏名 河合生博
- 4 主たる事務所の所在地 利根郡みなかみ町須川834番地

- 5 定款に記載された目的 この法人は、利根川源流の町で古来から救荒作物として栽培していたそばを見直し、みなかみ町民に喜んでもらえるそば文化を育て、みなかみ町が全国に誇れる郷土料理として位置付けることにより地域づくり・地域の活性化に貢献することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、申請に係る変更後の定款を群馬県NPO・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成19年4月27日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 申請のあった年月日 平成19年4月13日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本がん患者団体協議会
- 3 代表者の氏名 山崎文昭
- 4 主たる事務所の所在地 前橋市広瀬町三丁目2番地の5
- 5 定款に記載された目的 この法人は、日本におけるがん治療の水準の向上をテーマに、医療・保健等に関する事業を行い、医療消費者の利益に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、申請に係る変更後の定款を群馬県NPO・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成19年4月27日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 申請のあった年月日 平成19年4月13日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ジョイプロ
- 3 代表者の氏名 伊藤忠義
- 4 主たる事務所の所在地 前橋市南町2丁目43番地5 208号室
- 5 定款に記載された目的 この法人は、「人間尊重」の考え方を軸に、コミュニケーション能力、対人対応力、表現力などの自己の向上を目指し、ワークショップ、研修会、講演会などを行い家庭、職場、地域社会への健全なる社会活動の基盤づくりに寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があった。

平成19年4月27日

群馬県知事 小寺弘之

土地改良区名	理事監事の別	区分	役員氏名	住所
利根加用水	監事	新任	菌部七郎	邑楽郡明和町千津井770番地
	同	退任	多田實	同 同 上江黒418番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり清算法人下大島町屋土地改良区清算人の退任の届出があった。

平成19年4月27日

群馬県知事 小寺弘之

土地改良区名	清算人 監事の別	区分	役員氏名	住所
清算法人下大島町屋	清算人	退任	須田又八	高崎市下大島町510番地
	同	同	奥原長作	同 町屋町840番地1
	同	同	松本茂男	同 下大島町65番地
	同	同	秋本善作	同 同 44番地
	同	同	桜井孝弘	同 町屋町850番地
	同	同	武藤守夫	同 下大島町17番地
	同	同	土屋博志	同 同 47番地
	同	同	武藤登光	同 同 236番地3
	同	同	武藤晴	同 同 229番地6
	同	同	廣瀬恭	同 同 505番地2
	同	同	木暮亘	同 同 95番地3
	同	同	須田幸雄	同 同 101番地
	同	同	小山善延	同 町屋町882番地
	同	同	松田博	同 同 1032番地
	同	同	桜井武志	同 同 937番地
	同	同	桜井孟男	同 同 859番地
	同	同	桜井勇一郎	同 同 860番地
	同	同	高橋三一郎	同 上大島町1022番地
	同	同	芹澤富雄	同 本郷町134番地
	監事	同	桜井敬一	同 下大島町98番地
	同	同	須賀邦夫	同 町屋町961番地1

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により、高崎都市計画地区計画の決定の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成19年4月27日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 都市計画の種類及び名称 高崎都市計画地区計画 高崎城址地区
- 2 都市計画の決定年月日 平成19年4月1日
- 3 縦覧場所 群馬県土整備局都市計画課及び高崎市都市整備部都市計画課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨、公告する。

平成19年4月27日

群馬県知事 小寺弘之

番号	開発区域に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡邑楽町大字岩田字本合2375-3	邑楽郡板倉町大字岩田2377番地の1 増田安友
2	沼田市横塚町字下中原1397、1397地先道路、 1397-2、1397-3、1397-4、1397-5、 1397-7、1397-8、1397-14、1397-15、 1397-15地先水路、1397-28、 1397-28地先水路、1398-1、 字下田1402、1403-1	静岡県島田市岸町194 ハラダ製茶株式会社 代表取締役社長 原田康
3	邑楽郡邑楽町大字秋妻字上秋妻1043-1、 1044、1045、1046、1046-2、 1059、1060	栃木県足利市朝倉町3丁目34番地26 株式会社朝倉ジャージー 代表取締役 矢菅勝平
4	邑楽郡邑楽町大字石打字後林1338-1	栃木県足利市福富町1026番地1 2号棟 並木秀則
5	多野郡吉井町大字岩井字東久保866-1、 866-2、字西久保800-2	東京都中央区日本橋箱崎町6-6 マックス株式会社 代表取締役 三井田孝嗣
6	邑楽郡千代田町大字木崎字鹿島西489-1	邑楽郡千代田町大字舞木2637番地 グランデアウルムA103号室 森原信之、森原文枝
7	富岡市上高瀬175、179-1、180-2、 204-1、204-4、205-1、205-2	富岡市上高瀬203番地 有限会社岡田樹脂工業 代表取締役 岡田弘 富岡市上高瀬203番地 岡田久子
8	邑楽郡千代田町大字鍋谷字前8-1、 9、10-1、10-2、11-1、 11-2、12、13-1、14-1、 14-2、15-1、15-2、16-1、 8-1先道路、8-1先水路	東京都千代田区岩本町3丁目2番4号 株式会社メタルワン建材 代表取締役 鈴木徹男
9	勢多郡富士見村大字赤城山字上横道1204-6 1、1204-417、1204-341	勢多郡富士見村大字赤城山1204番地435 国土緑化株式会社 代表取締役 高橋廣司

選挙管理委員会告示

●群馬県選挙管理委員会告示第四十号

群馬県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。  
平成十九年四月二十七日

群馬県選挙管理委員会委員長 河村 昭明

群馬県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

群馬県選挙管理委員会規程(昭和三十七年群馬県選挙管理委員会告示第一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第四項中「総務振興グループリーダー」を「次長のうち地方書記長が指定する次長(次長が置かれていない行政事務所にあつては、選挙事務を分掌するグループのグループリーダー)」に改め、同条第五項第二号中「総務振興グループリーダー」を「行政事務所の次長のうち地方書記長が指定する次長、選挙事務を分掌するグループのグループリーダー」に改める。

第十四条(見出しを含む)中「名称及び所管区域」を「名称」に改める。  
別表第一及び別表第三を次のとおり改める。

別表第一(第十四条関係)

名称	地方書記長を置く行政事務所の名称
前橋地方書記長	群馬県前橋行政事務所
高崎地方書記長	群馬県高崎行政事務所
渋川地方書記長	群馬県渋川行政事務所
藤岡地方書記長	群馬県藤岡行政事務所
富岡地方書記長	群馬県富岡行政事務所
吾妻地方書記長	群馬県中之条行政事務所
沼田地方書記長	群馬県沼田行政事務所
伊勢崎地方書記長	群馬県伊勢崎行政事務所
太田地方書記長	群馬県太田行政事務所

別表第三(第二十三条関係)

桐生地方書記長	群馬県桐生行政事務所
館林地方書記長	群馬県館林行政事務所

名称	書体	寸法	ひな形
書記長印	てん書	二十一ミリメートル	群馬県選挙管理委員会書記長之印
前橋地方書記長印	同	同	群馬県選挙管理委員会前橋地方書記長之印
高崎地方書記長印	同	同	群馬県選挙管理委員会高崎地方書記長之印
渋川地方書記長印	同	同	群馬県選挙管理委員会渋川地方書記長之印
藤岡地方書記長印	同	同	群馬県選挙管理委員会藤岡地方書記長之印

桐生地方書記長印	太田地方書記長印	伊勢崎地方書記長印	沼田地方書記長印	吾妻地方書記長印	富岡地方書記長印
同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同
群馬県選挙 管理委員会 桐生地方 書記長之印	群馬県選挙 管理委員会 太田地方 書記長之印	群馬県選挙 管理委員会 伊勢崎地方 書記長之印	群馬県選挙 管理委員会 沼田地方 書記長之印	群馬県選挙 管理委員会 吾妻地方 書記長之印	群馬県選挙 管理委員会 富岡地方 書記長之印

  

館林地方書記長印
同
同
群馬県選挙 管理委員会 館林地方 書記長之印

附 則  
この告示は、平成十九年四月三十日から施行する。

●群馬県選挙管理委員会告示第41号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、それぞれ次のとおりである。

平成19年4月27日

群馬県選挙管理委員会委員長 河村 昭明

- 1 県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数  
32,666
- 2 県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数  
338,882
- 3 県の議会の議員の各選挙区における県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数
北 群 馬 郡	8,640
多 野 郡	8,129
甘 楽 郡	7,806
吾 妻 郡	18,026
利 根 郡	11,213
佐 波 郡	9,587
邑 楽 郡	27,705
前橋市・勢多郡	92,578
高 崎 市	91,920
桐 生 市	35,471
伊 勢 崎 市	52,355
太 田 市	55,984
沼 田 市	14,656
館 林 市	21,205
渋 川 市	23,845
藤 岡 市	18,963
富 岡 市	14,564
安 中 市	17,651
み どり 市	14,141

監査委員公告

●監査公表第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果を次のとおり公表する。

平成19年4月27日

群馬県監査委員 富岡 恵美子

同 岸 賢  
同 荻原康二

1 監査の対象及び主眼 県の財務に関する事務の執行並びに経営に係る事業の管理及び事務の執行が、法令等の趣旨にのっとって適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並びに組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。

2 監査対象年度 平成18年度

3 監査実施機関 地域機関等61機関

4 監査結果の概要

(1) 指摘事項(著しく適正を欠くと認められ、改善を要するもの) なし

(2) 注意事項(一部に軽易な誤りがあり、改善を要するもの) なし

(3) 検討事項(誤りではないが、事務の効率化等の面から改善に向けた検討を求めたもの) なし

5 機関別監査結果

(1) 健康福祉局

監査対象機関	監査年月日	監査の結果
食肉衛生検査所	平成19年3月6日	適正に執行されたものと認められた。

(2) 企業局

監査対象機関	監査年月日	監査の結果
新田山田水道事務所	平成19年3月6日	適正に執行されたものと認められた。

(3) 教育委員会

監査対象機関	監査年月日	監査の結果
勢多農林高等学校	平成19年3月15日	適正に執行されたものと認められた。
前橋工業高等学校	平成19年3月12日	適正に執行されたものと認められた。
前橋商業高等学校	平成19年3月9日	適正に執行されたものと認められた。
高崎高等学校	平成19年3月15日	適正に執行されたものと認められた。
中央高等学校	平成19年3月9日	適正に執行されたものと認められた。
高崎東高等学校	平成19年3月9日	適正に執行されたものと認められた。
高崎北高等学校	平成19年3月12日	適正に執行されたものと認められた。
高崎女子高等学校	平成19年3月9日	適正に執行されたものと認められた。
高崎工業高等学校	平成19年3月19日	適正に執行されたものと認められた。
高崎商業高等学校	平成19年3月15日	適正に執行されたものと認められた。
桐生高等学校	平成19年3月26日	適正に執行されたものと認められた。
桐生女子高等学校	平成19年3月16日	適正に執行されたものと認められた。
桐生工業高等学校	平成19年3月19日	適正に執行されたものと認められた。
伊勢崎東高等学校	平成19年3月16日	適正に執行されたものと認められた。
伊勢崎高等学校	平成19年3月16日	適正に執行されたものと認められた。
伊勢崎清明高等学校	平成19年3月19日	適正に執行されたものと認められた。
境高等学校	平成19年3月13日	適正に執行されたものと認められた。
伊勢崎興陽高等学校	平成19年3月9日	適正に執行されたものと認められた。
伊勢崎工業高等学校	平成19年3月15日	適正に執行されたものと認められた。
伊勢崎商業高等学校	平成19年3月9日	適正に執行されたものと認められた。
太田高等学校	平成19年3月16日	適正に執行されたものと認められた。
太田東高等学校	平成19年3月19日	適正に執行されたものと認められた。

太田女子高等学校	平成19年3月19日	適正に執行されたものと認められた。
太田西女子高等学校	平成19年3月16日	適正に執行されたものと認められた。
太田工業高等学校	平成19年3月16日	適正に執行されたものと認められた。
新田暁高等学校	平成19年3月28日	適正に執行されたものと認められた。
太田フレックス高等学校	平成19年3月15日	適正に執行されたものと認められた。
利根実業高等学校	平成19年3月19日	適正に執行されたものと認められた。
館林高等学校	平成19年3月16日	適正に執行されたものと認められた。
館林女子高等学校	平成19年3月19日	適正に執行されたものと認められた。
渋川青翠高等学校	平成19年3月15日	適正に執行されたものと認められた。
渋川工業高等学校	平成19年3月15日	適正に執行されたものと認められた。
藤岡高等学校	平成19年3月9日	適正に執行されたものと認められた。
藤岡中央高等学校	平成19年3月7日	適正に執行されたものと認められた。
藤岡女子高等学校	平成19年3月7日	適正に執行されたものと認められた。
富岡高等学校	平成19年3月9日	適正に執行されたものと認められた。
富岡東高等学校	平成19年3月9日	適正に執行されたものと認められた。
榛名高等学校	平成19年3月15日	適正に執行されたものと認められた。
吉井高等学校	平成19年3月15日	適正に執行されたものと認められた。
万場高等学校	平成19年3月15日	適正に執行されたものと認められた。
下仁田高等学校	平成19年3月16日	適正に執行されたものと認められた。
中之条高等学校	平成19年3月22日	適正に執行されたものと認められた。
吾妻高等学校	平成19年3月15日	適正に執行されたものと認められた。
長野原高等学校	平成19年3月15日	適正に執行されたものと認められた。
嬭恋高等学校	平成19年3月9日	適正に執行されたものと認められた。
板倉高等学校	平成19年3月19日	適正に執行されたものと認められた。
中央中等教育学校	平成19年3月15日	適正に執行されたものと認められた。
盲学校	平成19年3月15日	適正に執行されたものと認められた。
聾学校	平成19年3月15日	適正に執行されたものと認められた。
前橋高等養護学校	平成19年3月12日	適正に執行されたものと認められた。
赤城養護学校	平成19年3月12日	適正に執行されたものと認められた。
みやま養護学校	平成19年3月15日	適正に執行されたものと認められた。
高崎高等養護学校	平成19年3月15日	適正に執行されたものと認められた。
二葉養護学校	平成19年3月9日	適正に執行されたものと認められた。
二葉高等養護学校	平成19年3月12日	適正に執行されたものと認められた。
榛名養護学校	平成19年3月12日	適正に執行されたものと認められた。
妙義少年自然の家	平成19年3月1日	適正に執行されたものと認められた。
館林美術館	平成19年3月1日	適正に執行されたものと認められた。
土屋文明記念文学館	平成19年3月6日	適正に執行されたものと認められた。

## ●監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づく措置状況について通知があったので、次のとおり公表する。

平成19年4月27日

群馬県監査委員 富岡 恵美子  
同 岸 賢  
同 荻原 康二

## 注意事項（講じた措置）

- 1 収入事務について  
戻入事務の遅延（チェック体制の強化）
- 2 契約事務について
  - (1) 予定価格の積算（事務の適正化）
  - (2) 契約手続の不備 2件（事務処理の適正化、関係帳票の整理及び照合確認の徹底）
  - (3) 契約履行確認（事業報告書の精査及び事業所での内容確認）
- 3 補助金交付事務について  
事務処理の遅延（処理方針の早期決定及び処理状況の把握）

## 労働委員会告示

## ●群馬県労働委員会告示第2号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定により、次の者をあっせん員候補者として委嘱したので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により公示する。

平成19年4月27日

群馬県労働委員会会長 春山 進

氏名	現職及び略歴	委嘱年月日
春山 進	公益委員（会長） 弁護士	平成4年11月2日
尾関 正俊	公益委員（会長代理） 弁護士	平成8年11月6日
曾我 祥雄	公益委員 株式会社群馬経済新聞社編集委員	平成8年11月6日
松下 定光	公益委員 松下生涯能力総合研究所長	平成12年11月13日
石川 久美	公益委員 元群馬県地方労働委員会事務局長	平成15年10月27日
大川栄八郎	労働者委員 日本労働組合総連合会群馬県連合会顧問	平成10年11月10日
清村 宗一	労働者委員 日本労働組合総連合会群馬県連合会顧問	平成14年11月29日
鈴木 英二	労働者委員 JAM群馬書記長	平成14年11月29日
大橋 豊	労働者委員 日本労働組合総連合会群馬県連合会会長	平成17年11月24日
丸山 満	労働者委員 UIゼンセン同盟群馬県支部長	平成18年12月15日
秦 次雄	使用者委員 上信電鉄株式会社顧問	平成6年7月14日
町田 久	使用者委員 株式会社渋川製作所代表取締役社長	平成10年11月10日
松井 義治	使用者委員 社団法人群馬県経営者協会専務理事	平成14年 6月13日
藤生 雅彦	使用者委員 株式会社藤生製作所代表取締役社長	平成16年11月29日
横山 溥	使用者委員 矢島工業株式会社代表取締役社長	平成18年12月15日

倉澤 勉	労働委員会事務局長	平成18年4月13日
六本木 陽	労働委員会事務局管理課長	平成19年4月12日
関 隆之	労働委員会事務局管理課総務調整グループリーダー(次長)	平成18年4月13日
土屋 修	産業経済局労働政策課長	平成19年4月12日

毎週火・金曜日発行  
 定価 三、九九〇円  
 (消費税、地方消費税を含む。)  
 本号一部 二、六四円

発行 群馬県

印刷所

株式会社 朝日印刷工業株式会社  
 〒前橋市元総社町一七番地  
 TEL 〇二七―二五―一七二二

お 知 ら せ

群馬県報は、平成19年5月発行分から群馬県ホームページによる掲載を中心とし、紙による群馬県報の販売を取りやめる予定です。



古紙配合率100%再生紙を使用しています